

## 10 住宅・土地、公共工事関係

### ア 住宅・土地

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
土地収用法の積極的活用 （国土交通省）	都市計画事業を含め、事業の進行管理の適正化の観点から、「用地取得率が80%となった時又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期までに土地収用手続きに移行すべき」というルールが守られることが極めて重要である。したがって、当面の措置として、当該ルールについて事業主体（現場の用地担当職員を含む。）及び住民に周知徹底がなされるようにする。また、事業の進行管理に関する説明責任を果たさせる観点から、インターネット等を活用して用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するよう、事業主体に対し周知徹底する。さらに、民間の補償コンサルタント、代替地情報提供システム及び補償金仲裁制度の積極的活用を図る。		平成14年度以降逐次実施		（国土交通省） 民間の補償コンサルタントの積極的活用について、起業者における活用ニーズ調査を行った上で、ニーズの高い部門について、仕様書等の整備を行うとともに、起業者に活用を促すためのパンフレットを作成し、周知徹底を図った。 代替地情報提供システムの積極的活用について、リーフレットを作成し、各種会議・研修を通じて周知徹底を図り、参加・活用を呼びかけるとともに、国土交通省のホームページへの掲載を行った。 補償金仲裁制度の積極的活用について、各種会議・研修を通じて周知徹底を図るとともに、国土交通省のホームページへの掲載を行った。また、地方整備局において、補償金仲裁制度を活用した例がみられた。 （上記以外については、新3か年計画住宅アに引き継ぎ）	
エレベーターの避難時利用の推進 （総務省、国土交通省）	今後、都市においてますます建築物の高層化が進展するとともに、高齢化が進んでいく中で、車椅子利用者などの身体障害者や高齢者等の被災時における安全かつ迅速な避難を確保するため、エレベーター（エレベーター周辺の待機場所等を含む。）の安全性に十分配慮した上で、エレベーターの身体障害者、高齢者等の避難手段としての利用についてソフト面（避難方法等）を含め検討する。		検討	結論	（総務省・国土交通省） 学識経験者等からなる検討委員会において、エレベーターの身体障害者等の避難手段としての利用について、ソフト面を含めた課題を把握するとともに、利用条件等について安全性に十分配慮することを前提として検討し、その結果をとりまとめた。 また、その内容について、平成17年6月8日に開催した日本建築行政会議防災部会及び平成17年6月2日に開催した平成17年度都道府県予防事務担当者会議を通じて周知した。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
市街地再開発事業の推進方策の検討 (国土交通省)	第一種市街地再開発事業の組合は、土地の所有者等からなる自治的組織であり、その運営が民主的になされることが担保されていることから、その強制的な設立が認められていることを踏まえて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資する等の公共性を有する市街地再開発事業において、特に地権者が多数存在する事業について組合を含めた民間主体がより円滑に進める方策としては、いかなるものが考えられるかということについて検討する。		検討	結論	(国土交通省) 市街地再開発組合の事業計画決定手続の見直し等を内容とする都市再開発法の改正を含む「民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第34号、平成17年4月27日公布、平成17年10月24日施行)により、措置した。	
40借家制度の更なる改善 (法務省)	a 居住用建物について、当事者が合意した場合には定期借家権への切替えを認めることを検討する。		検討	結論	(法務省) aからcまでの各検討項目については、平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な議論が進められている状況にあり、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査結果」を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項について検討を行う形で進められているものと承知している。	
	b 定期借家契約締結の際の書面による説明義務の廃止、居住用定期借家契約に関して強行規定となっている借主からの解約権の廃止について、その是非を含めて検討する。		検討	結論	(法務省) aからcまでの各検討項目については、平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な議論が進められている状況にあり、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査結果」を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項について検討を行う形で進められているものと承知している。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	c 借地借家法（平成3年法律第90号）上の正当事由制度について、建物の使用目的、建て替えや再開発等付近の土地の利用状況の変化等を適切に反映した客観的な要件とすることや、正当事由に関する賃貸人からの立ち退き料の位置付け・在り方について検討する。		検討	結論	（法務省） aからcまでの各検討項目については、平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な議論が進められている状況にあり、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査結果」を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項について検討を行う形で進められているものと承知している。	

## ウ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
諸外国における建設機械の騒音試験の承認（国土交通省）	EUにおける建設機械騒音の試験について、国土交通省で定めている試験方法・基準値との整合及び承認方法を調査し、その結果を踏まえて検討する。	検討	検討	結論	（国土交通省） 建設機械騒音の試験における試験方法、基準値、承認方法について、日本及びEUで整合を図ることが可能と判断された事項について順次整合を図ってきている。 従来、ISOに準拠し日本及びEU間において試験方法が整合済であったブルドーザ・トラクターショベル・バックホウの3機種に加え、タイヤローラ・ロードローラの2機種についてISOの審議の結果、試験方法について整合が図られた。振動ローラについてはISOにて引き続き調整中である。 基準値及び承認方法の取り扱いについては、実務者間の意見交換を継続し、引き続き整合に向けた検討を進める。	

